

経営所得安定対策等交付金に係る農林水産省 共通申請サービス（eMAFF）導入のお願い

農林水産省では、関係する様々な申請手続きがオンラインにより一元的に実施できるよう、「**農林水産省共通申請サービス（eMAFF）**」を構築し、**対象とする申請手続きを順次拡大**しています。

eMAFFによる**経営所得安定対策等交付金の申請事務**については、令和**3年度から本格運用を開始**しています。

導入する協議会には様々なメリットがあります。

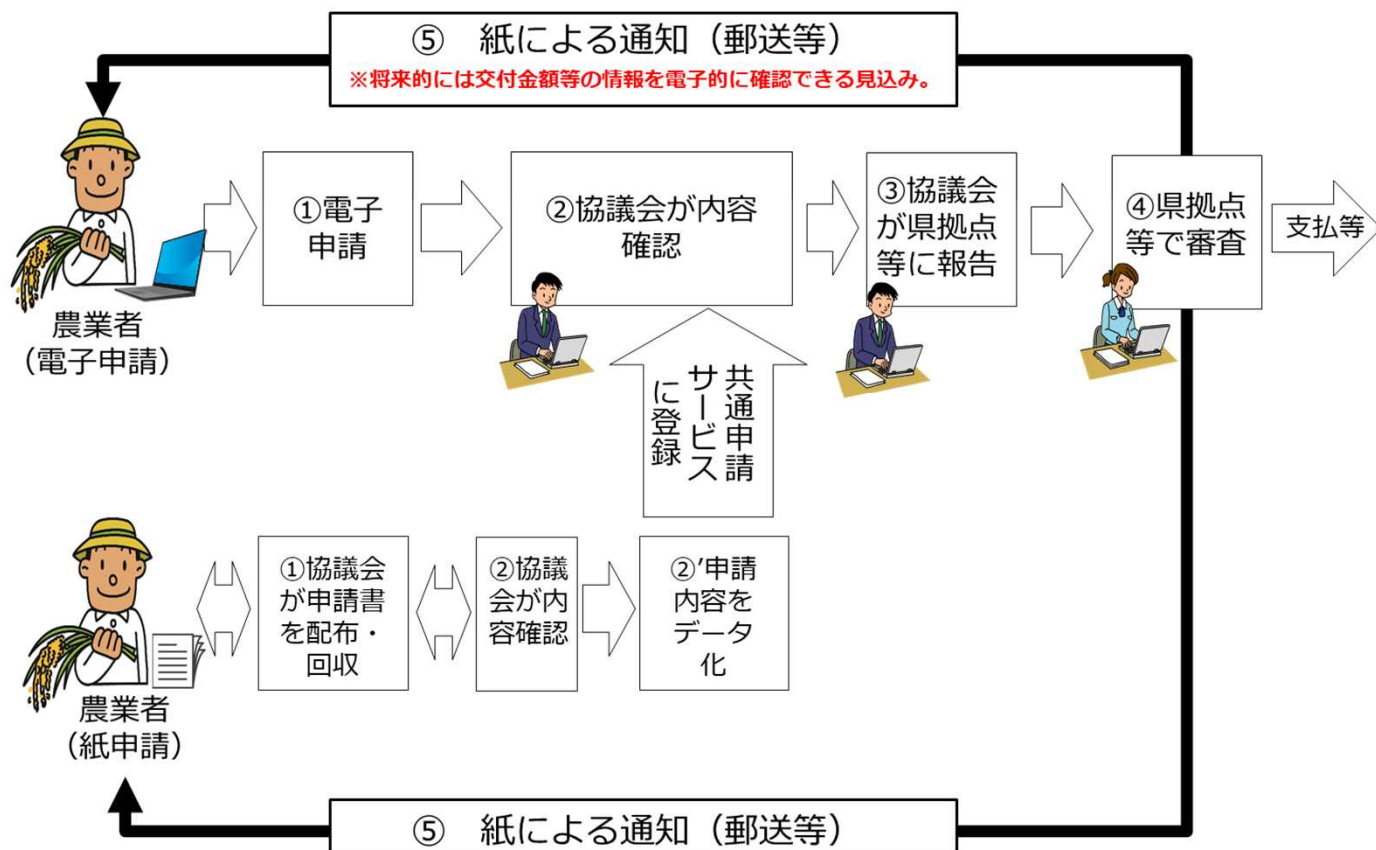
電子申請を可能とする環境整備の観点からも、**eMAFFの導入について、御検討をお願いします**※。

※ 電子申請ができる環境づくりをお願いするものです。なお、電子申請は義務ではないため、対応できる申請者からとなります（eMAFF導入後も、紙による申請が可能です。）。

1 eMAFFの概要

eMAFFとは、農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システムです。なお、利用に係る費用（システム利用料金、アカウント使用料等）は不要です。

eMAFFにおける基本的な処理の流れ



2 eMAFF導入のメリット

(1) 申請に係る作業が省力化・効率化されます

申請書の配布、回収、データ入力等の作業が省力化できます。作業自体についても、複数端末により作業できます。

(2) 関連するシステムが統合されます

eMAFFは、これまでお使いの水田台帳システムや申請書入力システムの機能を有しており、制度改正等の内容が常に反映されます

(3) 将来的な業務効率化が期待できます

タブレットを用いた現地確認結果の登録など、eMAFFを通じた業務の抜本的な効率化を目指したシステム開発が行われています。

3 eMAFF導入の際に必要な主な対応

○導入前

前年度データの移行

- ① 協議会用の組織管理者アカウントを取得※後、作業用の審査者アカウントを作成します。 ※ 申請から数日程度で取得できます。
- ② 地域拠点から提供するデータ移行用ツールにより、既存の水田台帳のデータ配列をeMAFF用のものに変換します。
- ③ 整理できたデータについて、地域拠点が提供するチェックツールにより、内容確認します。確認後、eMAFFに前年度データを登録します。

○導入後

(1) 電子申請希望者の本人確認及び申請受付

本人確認後、eMAFFによる申請内容の登録が可能となります。

(2) 紙申請のデータ化

紙申請者の申請内容をデータ化し、eMAFFに登録します。登録の際は、地域拠点から一括登録用のツールを提供します。



【お問合せ先】 最寄りの地域拠点までお問合せ下さい

北海道農政事務所札幌地域拠点経営所得安定対策担当	☎011-330-8822
北海道農政事務所函館地域拠点経営所得安定対策担当	☎0138-38-9007
北海道農政事務所旭川地域拠点経営所得安定対策担当	☎0166-30-9303
北海道農政事務所釧路地域拠点経営所得安定対策担当	☎0154-99-9047
北海道農政事務所帯広地域拠点経営所得安定対策担当	☎0155-24-2402
北海道農政事務所北見地域拠点経営所得安定対策担当	☎0157-23-4172